

[事案 23-60] 既払込保険料返還請求

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、募集人が不告知教唆等を行い不利益を受けたとして、別契約も併せてこれまでの既払込保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 3 月に終身保険(申立契約①)に加入、翌年 7 月に告知義務違反を理由に契約を解除されたが、以下の理由により、解除は不当なので、既払込保険料を返還してほしい。

また、その解除に納得できず、長年加入してきた契約者に対し不安不信を抱かせ解約を急がされたため、別の終身保険(申立契約②)も解約してしまった。全ての保険を喪失し不利益を被ったのだから、同契約の既払込保険料も返還してほしい。

- (1) 告知漏れとなった手術はレーザー治療であり、手術とは認識していなかった。
- (2) 入院はしてもしなくてもいいものであったため、入院とは思っていなかった。
- (3) 告知書作成時、目の病気でレーザー治療を行っていることを募集人に話したにもかかわらず、募集人はレーザー治療が手術と知っていて、告知書への記載の指示はなく、また 2 泊の入院は給付対象外だから大丈夫と言い契約させた。
- (4) 契約解除に納得がいかなかったため、別契約を解約したのだから、解約に瑕疵があった。

<保険会社の主張>

下記理由により、告知義務違反による契約解除は有効である。また、別契約の解約手続きは申立人の意思により本人が手続きをしたものなので、解約は有効である。そもそも、募集事情に特段の問題はなく、いずれの契約にも無効・取消事由はないため、既払込保険料を返還することはできない。

- (1) 告知は平成 20 年 2 月であるが、申立人は、その過去 2 年以内に 3 回の手術および 1 回の入院をしていることが平成 21 年 6 月に判明した。これらの手術、入院は、本契約の告知項目のうち「過去 2 年以内に、入院または手術をしたことがある」に該当するものだが、告知時に告知されていなかった。
- (2) 手術はレーザーだけではなく、平成 19 年 11 月の手術は水晶体再建術であったこともあり、通常の注意をもって確認すれば、告知漏れにはならなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、告知義務違反による契約解除の違法性を主張し、不法行為に基づく既払保険料相当額の損害賠償を主張するものと解し、告知義務違反による本件解除の違法性について、申立書、答弁書等の書面にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認められず、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 申立人の請求(既払込保険料の返還請求)の法的根拠について

下記理由により、既払込保険料の返還請求については審理の対象とせず、告知義務違反による本件解除の違法性を検討する。

(1) 申立人が既払込保険料の返還を求める法的根拠は、よく理解することができない。

申立書の内容の大部分は、申立契約1につき相手方会社がなした告知義務違反を理由とする解除の不当性の主張に割かれているが、もし解除が無効であるならば、保険契約は存続していることになり、既払保険料の返還を求める理由にはならない。

(2) 申立書では、「なすすべも無くすべての保険を喪失し顧客に不利益を与えた」との記載が見られるので、告知義務違反による解除の違法性を主張し、不法行為に基づく既払保険料相当額の損害賠償を求める趣旨と解せないこともない。

2. 告知義務違反による申立契約1の解除について

下記のとおり、解除には何ら違法性は認められないため、申立人の請求は認められない。

(1) 申立人は、告知日から遡って2年以内に眼科病院に入院し、右眼の水晶体再建術を受けているが、申立人は、告知書において、「過去2年以内に、入院または手術をしたことがありますか。」との質問に対し、「いいえ」に○印を付け、自署・捺印している。

(2) 上記手術・入院は、告知日の約3カ月前の出来事であるため、申立人には、故意または重大な過失による告知義務違反が存在すると言わざるを得ない。

(3) 申立人は、レーザー治療は手術とは認識できなかったと主張するが、「主治医確認報告書」によると、主治医は、「申立人に、右眼を再建術することは説明し、手術という言葉も使って説明している、当然本人も手術するという理解はしているし、認識はあったものと思う」と回答しており、申立人の主張を首肯することはできない。